

一、 所在 八幡市國見町
 二、 發生解決 昭和十三年四月二十二日
 三、 參加者數 七十七名
 四、 關與團體名 社會大衆黨八幡支部
 五、 發生原因
 市役所常備人夫中塵芥運運馬車夫は四月一日公示せられたる雇傭員退職並死亡給與金規程には工程拂なる爲之が適用を受けざる爲市當局に善處方要望したるに因る
 六、 要求事項
 一、 雇傭員に對する退職手當法實施されたるも馬車一同は工程拂の爲に恩惠に浴せず、馬車賃金の半額を基算として適用せしめられ度

根拠
 財團 協調會福岡出張所

財團 協調會福岡出張所

一三、 八幡市役所 (塵芥運搬馬車夫)
 一、 所在 地 八幡市國見町
 二、 發生解決 昭和十三年四月二十二日 昭和十三年四月二十六日
 三、 參加者數 七十七名
 四、 關與團體名 社會大衆黨八幡支部
 五、 發生原因
 市役所常備人夫中塵芥運運馬車夫は四月一日公示せられたる雇傭員退職並死亡給與金規程には工程拂なる爲之が適用を受けざる爲市當局に善處方要望したるに因る
 六、 要求事項
 一、 雇傭員に對する退職手當法實施されたるも馬車一同は工程拂の爲に恩惠に浴せず、馬車賃金の半額を基算として適用せしめられ度